

## 伝送システム仕様書 第9次版からの変更点

### <概要>

- ・インターネット請求開始に伴い、伝送による請求方法がISDN回線、インターネットと異なる方式となる為、伝送システム仕様書を以下の通り、それぞれに分けて、新規に作成する。

インタフェース仕様書の適用期間	
平成26年10月まで	平成26年11月から
伝送システム仕様書<第9次>	伝送システム仕様書 インターネット編
	伝送システム仕様書 ISDN編

- ・都道府県・保険者等との伝送によるデータ交換は、全国で統一された仕組みを採用している為、伝送システム仕様書から「都道府県、保険者、市町村、福祉事務所」に関する記載を削除する。
- ・第9次版における「7. ファイルのダウンロードシーケンスとクライアント側アプリケーション」は実際には使用していないインタフェースとなる為、削除する。
- ・第9次版における「10. 伝送インタフェース拡張におけるクライアントからの電文」は都道府県・保険者等のみで使用しているインタフェースである為、削除する。
- ・上記に伴い、章立てや頁番号は振り直す。

<第9次版からの変更箇所一覧>

(内容現在 平成26年11月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	伝送システム仕様書 <第9次>	同	伝送システム仕様書 ISDN編
2	表紙	平成25年4月	同	平成26年11月
3	1		同	「1. はじめに」 「1. 1 本書の定義」 「本仕様書は、事業所と連合会間のデータ交換において、ISDN回線を使用して伝送するシステムの仕様を規定する。」を追加
4	1	1 データ交換方式概要 1. 1 システムの目的	同	1. 2 データ交換方式概要 1. 2. 1 システムの目的
5	1	介護保険制度及び障害者総合支援制度でも、事務処理の効率化や人員増の抑制を図ることが求められており、可能な限りシステム化を推進している。 現行の医療保険制度では、紙のレセプトによる手作業の処理が大部分を占めているが、介護保険制度では、特にこの紙による処理を減らすことで事務処理等の効率化が図られている。	同	介護保険制度でも、事務処理の効率化や人員増の抑制を図ることが求められており、可能な限りシステム化を推進している。 介護保険制度では、紙のレセプトによる手作業の処理を減らすことで事務処理等の効率化が図られている。
6	1	伝送システムを導入することにより、都道府県・保険者・市町村・福祉事務所では各種情報の提供にかかる持ち込みの手間や郵送時間の削減ができ、	同	伝送システムを導入することにより、各種情報の提供にかかる持ち込みの手間や郵送時間の削減ができ、
7	2	1. 2 対象となる交換情報	同	1. 2. 2 対象となる交換情報
8	2	厚生労働省から出ている「インタフェース仕様書」に準拠する。	同	交換情報に関しては、「インタフェース仕様書 共通編」に準拠する。
9	2	1. 3 システムの対象範囲	同	1. 2. 3 システムの対象範囲
10	2	システムとしては、国保連合会中の介護保険審査支払等システム、障害者総合支援給付支払等システム、保険料特別徴収経由機関サブシステムがあり、伝送システムは、都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所と国保連合会をつなぐシステムである。	同	伝送システムは、介護保険審査支払等システムにおいて事業所と国保連合会をつなぐシステムである。
11	3		同	「システム概念図」 都道府県・保険者受付サーバ等を削除したイメージに差し替え

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
12	4	都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所から国保連合会への接続はISDN網を利用しターミナルアダプタによるダイヤルアップ（ダイヤルアップIP接続）とし、LAN間接続は行わない。	同	事業所から国保連合会への接続はISDN網を利用しターミナルアダプタによるダイヤルアップ（ダイヤルアップIP接続）とし、LAN間接続は行わない。
13	4	接続の契機はクライアント側からのみでありリモートクライアント接続とする。	同	接続の契機はクライアント側からのみであり、リモートクライアント接続とする。
14	4	都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所とのデータ受理は、データ量と、接続容易性・信頼性向上を実現する目的で、UNIXやWindowsでは標準のメール転送プロトコル（SMTP、POP3）、およびファイル転送プロトコル（FTP）とする。	同	事業所とのデータ受理は、データ量と、接続容易性・信頼性向上を実現する目的で、UNIXやWindowsでは標準のメール転送プロトコル（SMTP、POP3）、およびファイル転送プロトコル（FTP）とする。
15	4	都道府県、保険者、福祉事務所、事業所側からのデータ送信、国保連合会からの処理データの送信はメール転送プロトコルで行う。	同	事業所側からのデータ送信、国保連合会からの処理データの送信はメール転送プロトコルで行う。
16	5		同	「伝送システム実装イメージ」都道府県・保険者受付サーバ等を削除したイメージに差し替え
17	6	ユーザID、パスワードによる人（者）のチェック	同	ユーザID、パスワードによる人（者）のチェック
18	6	・回線番号は、都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所で複数もってもよい。	同	・回線番号は、事業所で複数もってもよい。
19	7	都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所所在の国保連合会へ伝送の登録を行う。	同	事業所所在の国保連合会へ伝送の登録を行う。 （「介護給付費の請求及び受領に関する届」の提出）
20	7	IDと仮パスワードおよびメールアドレスが記入された電子請求許可票を受領する。	同	IDと仮パスワードおよびメールアドレスが記入された電子請求登録結果に関するお知らせを受領する。
21	7	一都道府県／保険者／市町村／福祉事務所は、IDを最大34個迄申請できる。一事業所は、IDを最大10個迄申請できる。	同	1事業所は、IDを最大10個迄申請できる。
22	7	この時のID、メールアドレスの割り振りは以下ようになる（ただし、英字A～ZのうちIおよびOは除く）。	同	この時のID、メールアドレスの割り振りは以下ようになる。
23	7 8	<都道府県（介護保険審査支払等システム）> : <事業所（介護保険審査支払等システム）> ID : J+事業所番号(10桁)+通番(1桁:0~9) メールアドレス: J+事業所番号(10桁)+通番(1桁:0~9)@ドメイン名	7	ID : J+事業所番号(10桁)+通番(1桁:0~9) メールアドレス: J+事業所番号(10桁)+通番(1桁:0~9)@ドメイン名

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
24	8	事業所のID、メールアドレスの通番0(ゼロ)、都道府県/保険者/市町村/福祉事務所のID、メールアドレスの通番記号0(ゼロ)をマスタID、マスタメールアドレスと呼ぶ。	7	事業所のID、メールアドレスの通番0(ゼロ)をマスタID、マスタメールアドレスと呼ぶ。
25	9	電子サービスの登録申請を行うとID、仮パスワード、メールアドレスが記入された許可書を受け取る。	8	伝送の登録申請を行うとID、仮パスワード、メールアドレスが記入された電子請求登録結果に関するお知らせを受け取る。
26	9	都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所所在の国保連合会のweb画面で利用者の認証を行う。	8	事業所所在の国保連合会のweb画面で利用者の認証を行う。
27	9	3.4 都道府県/保険者/市町村/福祉事務所/事業所へのセキュリティ要件	8	3.4 事業所へのセキュリティ要件
28	9	都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所においては、パソコンの管理等セキュリティ対策を実施しなければならない。	8	事業所においては、パソコンの管理等セキュリティ対策を実施しなければならない。
29	10	表「各事象と電文」 <事象> 「サービス通知」行 「国保連合会への連絡」行	9	(削除)
30	12	4.2.4 サービス情報 4.2.5 下り連絡情報 4.2.6 上り連絡情報	11	(削除) 4.2.4 下り連絡情報 (削除)
31	13	都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所から送られてきたデータは、サーバ側で定期的に取り扱われる。	12	事業所から送られてきたデータは、サーバ側で定期的に取り扱われる。
32	13	処理されたデータは、その結果が各都道府県、各保険者、各市町村、各福祉事務所、各事業所のマスタメールボックスに蓄積される。	12	処理されたデータは、その結果が各事業所のマスタメールボックスに蓄積される。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
33	13	<p>4.4 電文の2重送信に関して都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所より誤ったデータを送信した場合、データ取り消し電文を送ることにより前回送信したデータは削除される(送信における電文のインタフェースは「5.2.1(2)」を参照)。</p> <p>データの取り消しに関しては、正しい電文と認識するまでの処理で可能であり、その後は外部インタフェースに基づく仕様の初回データ優先となる。</p> <p>よって、削除可能なタイミングは、送信されたデータをサーバが国保連合会の各処理システムに渡すまで(サーバ側から登録情報を返却されるまで)の一定時間内に限る。この一定時間内に送られない場合は、国保連合会の各処理で処理されることになる。</p> <p>同じデータを2度処理してしまった場合は、国保連合会の各処理の処理結果としてその旨が、交換情報として通知される。</p>	12	<p>4.4 電文の2重送信に関して同じデータを2回送信してしまった場合は初回データ優先となり、国保連合会の各処理で初回データは正常、2回目のデータはエラーとして通知される。</p> <p>4.5 電文の取り消しに関して事業所より誤ったデータを送信した場合、データ取り消し電文を送ることにより前回送信したデータは削除される(送信における電文のインタフェースは「5.2.1(2)」を参照)。</p> <p>なお、削除可能なタイミングは、送信されたデータをサーバが国保連合会の各処理システムに渡すまでの一定時間内に限る。この一定時間内に送られない場合は、国保連合会の各処理で処理されることになる。</p>
34	13	4.5 クライアント側における電文の受け取り場所	12	4.6 クライアント側における電文の受け取り場所
35	13	<p>サーバ電文の受理情報、受付情報は、クライアント電文のデータ送信を行なったアドレスに格納される。</p> <p>サーバ電文の結果情報、更新情報は、都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所のマスタメールアドレスに格納される。</p>	12	<p>サーバ電文の到達確認情報、受付点検情報は、クライアント電文のデータ送信を行なったアドレスに格納される。</p> <p>サーバ電文の結果情報は、事業所のマスタメールアドレスに格納される。</p>
36	14	都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所との各種データの交換はメール転送プロトコルによる電文で行われる。	13	事業所との各種データの交換はメール転送プロトコルによる電文で行われる。
37	15	<p>(1) データ送信電文</p> <p>：</p> <p>識別番号：</p> <p>都道府県は、00000000+都道府県番号</p> <p>保険者は、0000+保険者番号</p> <p>市町村は、0000+市町村番号</p> <p>福祉事務所は、0012+福祉事務所番号</p> <p>事業所は、事業所番号</p>	14	<p>(1) データ送信電文</p> <p>：</p> <p>識別番号：事業所番号</p>
38	15	伝送整理番号は、1都道府県、1福祉事務所、1保険者、1事業所内でユニークになるような番号体系にしなければならない。	14	伝送整理番号は、1事業所内でユニークになるような番号体系にしなければならない。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
39	15	保険者番号666666より4件のデータファイルを送信する場合	14	事業所番号9999999999より4件のデータファイルを送信する場合
40	15	X-IFArea: 00006666661999061801,00004	14	X-IFArea: 99999999991999061801,00004
41	15	(2) データ取り消し電文 : 識別番号: 都道府県は、00000000+都道府県番号 保険者は、0000+保険者番号 市町村は、0000+市町村番号 福祉事務所は、0012+福祉事務所番号 事業所は、事業所番号	14	(2) データ取り消し電文 : 識別番号:事業所番号
42	15	取り消し伝送整理番号:取り消す伝送整理番号 形式は伝送整理番号を参照。	14	取り消し伝送整理番号:取り消す伝送整理番号 形式は伝送整理番号を参照
43	16	説明) 取り消す伝送整理番号を指定することにより、そのデータが取り消される。取り消し伝送整理番号は複数記述できない。 データ取り消し電文の取り消しはできない。	14	説明) ・取り消す伝送整理番号を指定することにより、そのデータが取り消される。取り消し伝送整理番号は複数記述できない。 ・データ取り消し電文の取り消しはできない。
44	16	伝送整理番号00006666661999061801のデータを取り消す場合	14	伝送整理番号99999999991999061801のデータを取り消す場合
45	16	X-IFArea: 00006666661999061802,00006666661999061801	14	X-IFArea: 99999999991999061802,99999999991999061801
46	16	データ部分に関しては、厚生労働省から出ている「インタフェース仕様書」に準拠する。	14	データ部分に関しては、「インタフェース仕様書 共通編」に準拠する。
47	17	解凍はネットワーク制御サーバで、外部接続にデータを渡す前に行われる。	15	(削除)
48	17	(3) 伝送整理番号 : 識別番号: 都道府県は、00000000+都道府県番号 保険者は、0000+保険者番号 市町村は、0000+市町村番号 福祉事務所は、0012+福祉事務所番号 事業所は、事業所番号	15	(3) 伝送整理番号 : 識別番号:事業所番号
49	17	伝送整理番号は、1都道府県、1福祉事務所、1保険者、1市町村、1事業所内でユニークになるような番号体系にしなければならない。	15	伝送整理番号は、1事業所内でユニークになるような番号体系にしなければならない。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
50	17	都道府県／保険者／市町村／福祉事務所／事業所番号に誤りがないか（実際に存在するか）	15	事業所番号に誤りがないか（実際に存在するか）
51	18-1	メールヘッダ、交換情報作成時の文字コードはシフトJIS（保険料特別徴収経由機関サブシステムはJISコード）でなければならない。	17	メールヘッダ、交換情報作成時の文字コードはシフトJISコードでなければならない。
52	19	都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所からの各種データは国保連合会を通し、介護保険審査支払等システム、障害者総合支援給付支払等システム、保険料特別徴収経由機関サブシステムにおいて処理され、処理結果は対応する都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所へ送られる。 また、都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所から送られたデータに対する、到達確認情報、受付点検情報、取り消し情報等が都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所へ送られる。 都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所へ送られる結果はメール転送プロトコルによる電文で行われる。	同	事業所からの各種データは国保連合会を通し、介護保険審査支払等システムにおいて処理され、処理結果は対応する事業所へ送られる。  また、事業所から送られたデータに対する、到達確認情報、受付点検情報、取り消し情報等が事業所へ送られる。  事業所へ送られる結果はメール転送プロトコルによる電文で行われる。
53	20	（1）到達確認情報返却時 ： 識別番号： 都道府県は、00000000+都道府県番号 保険者は、0000+保険者番号 市町村は、0000+市町村番号 福祉事務所は、0012+福祉事務所番号 事業所は、事業所番号	同	（1）到達確認情報返却時 ： 識別番号：事業所番号
54	20	到達情報： Success 正しく受け付けた IFErr インタフェース部分に誤りがある。	同	到達情報： Success 正常到達 IFErr インタフェース違反
55	20	添付ファイルの拡張子が LZH 又は、CSV ではない場合。	同	添付ファイルの拡張子が LZH 又は、CSV ではない場合に返却される。
56	20	X-IFArea: 00006666661999061801, Success	同	X-IFArea: 99999999991999061801, Success
57	21	X-IFArea: 伝送整理番号, 点検結果, (データファイル数, データファイル名 1, 受付結果 (... ...データファイル名 10, 受付結果, データファイル名 11, 受付結果... ...データファイル名 nn, 受付結果))	同	X-IFArea: 伝送整理番号, 点検結果, (データファイル数, データファイル名 1, 受付結果 (... ...データファイル名 nn, 受付結果))

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
58	21	(2) 受付点検情報返却時 : 識別番号: 都道府県は、00000000+都道府県番号 保険者は、0000+保険者番号 市町村は、0000+市町村番号 福祉事務所は、0012+福祉事務所番号 事業所は、事業所番号	同	(2) 受付点検情報返却時 : 識別番号: 事業所番号
59	21	クライアントから送られてきたデータを審査支払等システム(外部接続系)に登録する時点で返却される。	同	クライアントから送られてきたデータを審査支払等システムに登録する時点で返却される。
60	21	チェックエラーとは、添付ファイルが圧縮されていた場合の解凍エラー、伝送整理番号の都道府県/保険者/市町村/福祉事務所/事業所番号に誤りがある場合等である。	同	チェックエラーとは、添付ファイルが圧縮されていた場合の解凍エラー、伝送整理番号の事業所番号に誤りがある場合等である。
61	22	X-IFArea: 00006666661999061801, Success, 00002, kyufu1.csv, DataErr, kyufu2.csv, DataErr	21	X-IFArea: 99999999991999061801, Success, 00002, kyufu1.csv, DataErr, kyufu2.csv, DataErr
62	23	(3) 取り消し情報返却時 : 識別番号: 都道府県は、00000000+都道府県番号 保険者は、0000+保険者番号 市町村は、0000+市町村番号 福祉事務所は、0012+福祉事務所番号 事業所は、事業所番号	22	(3) 取り消し情報返却時 : 識別番号: 事業所番号
63	23	IFErr インタフェース部分に誤りがある。 NoData 取り消し伝送整理番号のデータは存在しない、または既に処理済みのため削除できない	22	IFErr インタフェース違反 NoData 取り消し伝送整理番号のデータなし
64	23	取り消し伝送整理番号00006666661999061801を削除した場合	22	取り消し伝送整理番号99999999991999061801を削除した場合
65	23	X-IFArea:00006666661999061802, 00006666661999061801, Success	22	X-IFArea:99999999991999061802, 99999999991999061801, Success
66	24	データファイル数 : 桁数5桁 添付したデータファイル(拡張子.GSVまたは.XLS)の数	23	データファイル数 : 桁数5桁 添付したデータファイルの数
67	24	都道府県/保険者/市町村/福祉事務所/事業所番号	23	事業所番号

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
68	24	(4) 交換情報返却時 : 都道府県/保険者/福祉事務所/事業所番号フォルダ名:(10桁) 都道府県は、00000000+都道府県番号 保険者は、0000+保険者番号 市町村は、0000+市町村番号 福祉事務所は、0012+福祉事務所番号 事業所は、事業所番号	23	(4) 交換情報返却時 : 事業所番号フォルダ名:事業所番号(10桁)
69	24	ただし、台帳そのものの出力に関しては電話等、都道府県、保険者、市町村から依頼があった日時とする。	23	(削除)
70	26	データ部分に関しては、厚生労働省から出ている「インタフェース仕様書」に準拠する。	24	データ部分に関しては、「インタフェース仕様書 共通編」に準拠する。
71	26-1	都道府県/保険者/市町村/福祉事務所/事業所番号(10桁)作成日付(8桁)+作成時刻(6桁). L Z H	25	事業所番号(10桁)+作成日付(8桁)+作成時刻(6桁). L Z H
72	26-2	メールヘッダ、交換情報作成時の文字コードはシフトJISを使用する。	26	メールヘッダ、交換情報作成時の文字コードはシフトJISコードを使用する。
73	27 28 29	7. ファイルのダウンロードシーケンスとクライアント側アプリケーション	—	(削除)
74	30	8. 拡張機能におけるサーバからの電文	28	7. サーバからの電文の拡張(以降の章番号も同様に変更)
75	30	平成13年秋より、国保連合会側の審査支払等システムの機能拡張が行なわれ、それに伴いサーバ側からの電文を拡張する。	28	事業所から送られたデータに対して、受付点検電文にエラー情報と受付情報を含む拡張情報ファイルを追加する。
76	30	拡張機能の有無	28	電文拡張の有無
77	30		28	<拡張する電文> 取り消し情報 <内容> 既存の電文。メールヘッダに拡張情報を付加する。 の行を追加
78	32	国保連合会より都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所へメールを使用して連絡を行いたい場合、または資料を送りたい場合等のために下り連絡電文を設定する。下り連絡電文は国保連合会から都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所への連絡用とする。	30	国保連合会より事業所へメールを使用して連絡を行いたい場合、または資料を送りたい場合等のために下り連絡電文を設定する。下り連絡電文は国保連合会から事業所への連絡用とする。
79	32	国保連合会において都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所への連絡事項発生	30	国保連合会において事業所への連絡事項発生

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
80	32	下り連絡電文を作成し該当都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所へ送信	30	下り連絡電文を作成し該当事業所へ送信
81	33	国保連合会から、都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所への連絡内容を表す部分であり、メール本文と添付ファイルからなる。	31	国保連合会から、事業所への連絡内容を表す部分であり、メール本文と添付ファイルからなる。
82	33-2	メールヘッダ、交換情報作成時の文字コードはシフトJISを使用する。	33	メールヘッダの文字コードはシフトJISコードを使用する。
83	34	都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所から送られたデータがエラーであった場合、既存の到達確認情報の電文に拡張情報1をメールヘッダに付加して返信する。	同	事業所から送られたデータがエラーであった場合、既存の到達確認情報の電文に拡張情報1をメールヘッダに付加して返信する。
84	34	8.4.2 インタフェース部分の規定	同	7.4.2 インタフェース部分の規定
85	34	識別番号： 都道府県は、00000000+都道府県番号 保険者は、0000+保険者番号 市町村は、0000+市町村番号 福祉事務所は、0012+福祉事務所番号 事業所は、事業所番号	同	識別番号：事業所番号
86	34	Success 正しく受け付けた	同	Success 正常到達
87	35	IFErr インタフェース部分に誤りがある	34	IFErr インタフェース違反
88	35	X-IFArea: 00006666661999061801, IFErr  X-Ex1-IFArea: A11111	同	X-IFArea: 99999999991999061801, IFErr  X-Ex1-IFArea: N30102
89	36	都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所から送られたデータがエラーであった場合、既存の受付点検情報の電文に拡張情報をメールヘッダまたは添付ファイルに付加して返信する。	同	事業所から送られたデータがエラーであった場合、既存の受付点検情報の電文に拡張情報をメールヘッダまたは添付ファイルに付加して返信する。
90	37	*1: 添付ファイルの詳細は、8.5.4にて記載しているエラーの情報(CsvErr.txt)および9章の拡張情報ファイル(Transmitinfo.txt)を参照。	同	*1: 添付ファイルの詳細は、7.5.4にて記載しているエラーの情報(CsvErr.txt)および8章の拡張情報ファイル(Transmitinfo.txt)を参照。
91	38	X-IFArea: 伝送整理番号, 点検結果, (データファイル数, データファイル名1, 受付結果(… …データファイル名10, 受付結果, データファイル名11, 受付結果… …データファイル名nn, 受付結果))	同	X-IFArea: 伝送整理番号, 点検結果, (データファイル数, データファイル名1, 受付結果(… …データファイル名nn, 受付結果))

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
92	38	8. 5. 3 インタフェース部分の規定	同	7. 5. 3 インタフェース部分の規定
93	38	識別番号： 都道府県は、00000000+都道府県番号 保険者は、0000+保険者番号 市町村は、0000+市町村番号 福祉事務所は、0012+福祉事務所番号 事業所は、事業所番号	同	識別番号：事業所番号
94	39	例1) X-IFArea: 00006666661990061801, CheckErr, 00003 X-Ex1-IFArea: A22222	同	例1) X-IFArea: 99999999991990061801, CheckErr, 00003 X-Ex1-IFArea: N99999
95	39	例2) X-IFArea: 00006666661990061801, Success, 00003, AAAA.csv, Success, BBBB.csv, DataErr, CCCC.csv, Success X-Ex2-IFArea: BBBB.csv, A00100	同	例2) X-IFArea: 99999999991990061801, Success, 00003, AAAA.csv, Success, BBBB.csv, DataErr, CCCC.csv, Success X-Ex2-IFArea: BBBB.csv, G90301
96	39	例3) X-IFArea: 00006666661990061801, Success, 00003, AAAA.csv, Success, BBBB.csv, DataErr, CCCC.csv, Success X-Ex2-IFArea: BBBB.csv, A00100 X-Ex3-IFArea: AAAA.csv, CCCC.csv	同	例3) X-IFArea: 99999999991990061801, Success, 00003, AAAA.csv, Success, BBBB.csv, DataErr, CCCC.csv, Success X-Ex2-IFArea: BBBB.csv, G90301 X-Ex3-IFArea: AAAA.csv, CCCC.csv
97	41	8. 6. 2 インタフェース部分の規定	同	7. 6. 2 インタフェース部分の規定
98	41	識別番号： 都道府県は、00000000+都道府県番号 保険者は、0000+保険者番号 市町村は、0000+市町村番号 福祉事務所は、0012+福祉事務所番号 事業所は、事業所番号	同	識別番号：事業所番号
99	42	IFErr インタフェース部分に誤りがある。 NoData 取り消し伝送整理番号のデータは存在しない、または既に処理済みのため削除できない	41	IFErr インタフェース違反 NoData 取り消し伝送整理番号のデータなし
100	44	9. 拡張情報の追加における受付点検電文への添付ファイルの追加	42	8. 受付点検電文への添付ファイルの追加 (以降の章番号も同様に変更)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
101	44	都道府県、保険者、市町村、福祉事務所または事業所から送られたデータに対して、受付点検電文にエラー情報と受付情報を含む拡張情報ファイルを追加する。	42	事業所から送られたデータに対して、受付点検電文にエラー情報と受付情報を含む拡張情報ファイルを追加する。
102	44	既存の電文。8章の拡張機能に加え拡張情報ファイルにエラー情報、受付情報付加し添付する。	42	既存の電文。受付点検電文にエラー情報と受付情報を付加する。
103	46	以下の2点を「8.5 受付点検情報」の電文に拡張情報ファイルとして添付し返信する。 ・エラー詳細情報 ・受付件数情報	44	受付点検電文に、拡張情報ファイルとしてエラー情報と受付情報を添付し返却する。
104	47	9.3.3 エラー詳細情報	45	8.3.3 エラー情報
105	47	エラー情報を詳細化して返却する。	45	エラーの情報を詳細化して返却する。
106	47	エラーデータファイル名, エラー行番号, 交換情報識別番号, 保険者(事業所)番号, 被保険者番号, サービス提供年月, サービス種類, エラー項目番号, エラー項目名, エラーコード, エラー内容	45	エラーデータファイル名, エラー行番号, 交換情報識別番号, 事業所番号, 被保険者番号, サービス提供年月, サービス種類, エラー項目番号, エラー項目名, エラーコード, エラー内容
107	47	・保険者(事業所)番号 保険者(事業所)番号を設定	45	・事業所番号 事業所番号を設定
108	48	9.3.4 受付件数	46	8.3.4 受付情報
109	48	都道府県、保険者、市町村、福祉事務所からの交換情報は対象外(介護保険審査支払等システムで取り扱われる給付管理票は対象)とするが、全レコード件数のみ返却するものとする。	46	(削除)
110	49	(詳細は付録 c, d 参照)	47	(詳細は付録 c, d 参照)
111	49-1 49-2 49-3 49-4 49-5	10. 伝送インタフェース拡張におけるクライアントからの電文	—	(削除)
112	49-6	11. 本番環境でのテスト機能インタフェースについて	48	9. 本番環境でのテスト機能インタフェースについて (以降の章番号も同様に変更)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
113	49-6	都道府県、保険者、市町村、福祉事務所がデータを申請する前に、予めテストデータを使用して伝送システムの正当性および送信したデータの正当性を本番環境で確認できるインタフェースを規定する。 なお、本インタフェースは、介護保険審査支払等システムのデータのみ規定するものであり、障害者総合支援給付支払等システムおよび保険料特別徴収経由機関サブシステムのデータに関しては使用できない。	48	事業所がデータを申請する前に、予めテストデータを使用して伝送システムの正当性および送信したデータの正当性を本番環境で確認できるインタフェースを規定する。  なお、本インタフェースは、介護保険審査支払等システムのデータのみ規定するものである。
114	49-7	*1:添付ファイルの詳細は、8.5.4にて記載しているエラーの情報(CsvErr.txt)および9章の拡張情報ファイル(Transmitinfo.txt)を参照。	49	*1:添付ファイルの詳細は、7.5.4にて記載しているエラーの情報(CsvErr.txt)および8章の拡張情報ファイル(Transmitinfo.txt)を参照。
115	49-8	12. 文字コードについて	50	10. 文字コードについて
116	49-8	Windows Vista では扱う文字コードの規定値が Unicode(UTF-16)となっており、JIS2004 の文字セットが使用できるが、クライアントから送信する交換情報の文字コードは、シフトJIS(保険料特別徴収経由機関サブシステムではJISコード)と規定されており、Unicode およびJIS2004 の文字セットは使用できない。 そのため、Windows Vista 上にて交換情報を作成する場合、必ずシフトJISコード(保険料特別徴収経由機関サブシステムではJISコード)で作成し、JIS2004 で拡張された文字を使用してはならない。	50	Windows Vista 以降のOSでは扱う文字コードの規定値が Unicode(UTF-16)となっており、JIS X 0213:2004(通称 JIS2004)の文字セットが使用できるが、クライアントから送信する交換情報の文字コードは、シフトJISコードと規定されており、Unicode およびJIS2004 で拡張された文字を使用してはならない。
117	49-8	12. 1 文字コードエラー時の受付点検情報	50	10. 1 文字コードエラー時の受付点検情報
118	49-8	交換情報に Unicode または JIS コード(保険料特別徴収経由機関サブシステムは除く)が含まれている場合等、受付処理にてエラーを検出した際は、受付点検情報として以下の値を返却する。	50	交換情報に Unicode または JIS コードが含まれている場合等、受付処理にてエラーを検出した際は、受付点検情報として以下の値を返却する。
119	49-8	*1:添付ファイルの詳細は、8.5.4にて記載しているエラーの情報(CsvErr.txt)および9章の拡張情報ファイル(Transmitinfo.txt)を参照。	50	*1:添付ファイルの詳細は、7.5.4にて記載しているエラーの情報(CsvErr.txt)および8章の拡張情報ファイル(Transmitinfo.txt)を参照。
120	52	N10212 データ取り消し電文で伝送・整理番号の事業者/保険者と取消整理番号の事業者/保険者は同じでなければいけません。	53	N10212 データ取り消し電文で伝送・整理番号の事業者と取消整理番号の事業者は同じでなければいけません。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
121	52	N40101 整理番号の保険者/事業所が台帳データベースに登録されていません。	53	N40101 整理番号の事業所が台帳データベースに登録されていません。
122	55	G90201 事業者番号/保険者番号が指定されていません。 G90202 事業者番号/保険者番号の指定方法に誤りがあります。	56	G90201 事業者番号が指定されていません。 G90202 事業者番号の指定方法に誤りがあります。
123	55		56	「エラーコードについては、従前の伝送システム仕様書をベースとしているため、福祉事務所特定番号、保険者番号、都道府県番号に関する内容もエラーコード一覧に含まれる。」を追加